

国 港 技 第 105 号
国 空 空 技 第 519 号
令 和 8 年 2 月 27 日

国土交通省港湾局長
(公 印 省 略)
国土交通省航空局長
(公 印 省 略)

「船舶および機械器具等の損料算定基準」の一部改定について

令和6年3月1日付け国港技第116号及び国空空技第568号をもって通知した標記基準については、別添のとおり一部改定し、下記のとおり適用することとしたので通知する。

記

- 令和8年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事
- 令和8年4月1日以降に入札書または見積書（プロポーザル方式の場合）提出期限日を設定している業務